

公益財団法人あいちコミュニティ財団
助成等選考委員会設置規程

(目的)

第1条 公益財団法人あいちコミュニティ財団（以下、「財団」という）は、財団が行う助成事業等で支援する市民公益活動団体（以下、「NPO」という）を選定する選考委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 財団が行う助成事業に係る支援 NPO の選定
- (2) その他、前項に関連する事項

(委員の構成等)

第3条 委員は、NPO の活動に関して優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、理事会で選任した上で、代表理事が委嘱する。

- 2 代表理事は、委員の委嘱に際して財団の役員及び職員以外の者を過半数よりも多く委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考会の設置等)

第4条 助成事業ごとに選考会を設置する。

- 2 各選考会の委員は、委員のうちから代表理事が選考会ごとに選任する。ただし、財団の理事会においてその報告を行い、財団の役員はこれに疑義を申し立てることができる。
- 3 各選考会の委員の定数は3名以上とする。
- 4 代表理事は、各選考会の委員の選定に際して、選考会ごとに次に掲げるものを外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は、各選考会の委員から財団の役員及び職員を除いた委員の過半数を超えることはできない。
 - (1) 冠基金の基となる寄付を行った個人または法人において、その寄付に責任を持って関与する者
 - (2) その他、財団が実施する基金の設置提案者
 - (3) 代表理事が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者

(議長)

第5条 選考会にはそれぞれ議長を置く。

- 2 議長は、外部委員と財団の役員及び職員を除く委員のうちから、各選考会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は会務を総理し、選考会の議事を運営する。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(選考会の会議)

第6条 各選考会は、必要に応じて代表理事が招集する。

- 2 各選考会は、選考会ごとに選任された委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、財団の役員及び職員の委員及び外部委員以外の者が、出席者の過半数以上を占めなければならない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（外部委員を含む）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときに各選考会へ委員以外の出席を求め、説明を聴くことができる。
- 5 各選考会は、緊急を要する場合等に、各選考会の委員（外部委員を含む）の持ち回り（文章回答及びメール回答を含む）によって第2条に掲げる事務を行うことができる。

（委員の排斥）

- 第7条 委員（外部委員を含む）は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己（自己が役職員等であるNPO）または3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 その利害の関係から議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議事は、外部委員、財団の役員及び職員を除く委員の過半数の同意を条件として決する。

（守秘義務）

- 第8条 委員（外部委員を含む）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員（外部委員を含む）の職を退いた後も同様とする。

（改廃）

- 第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（雑則）

- 第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は代表理事が定める。
- 2 この規定に定めるもののほか、各選考会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

- 1 この規定は2013年7月2日から施行する。